

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

	基本票		詳細票		5) 回収率(%)
	1) 施設・事業所数	2) 集計施設・事業所数	3) 回収施設・事業所数	4) 集計施設・事業所数	
施設票					
生活保護法による保護施設	292	291	229	228	98.3
老人福祉法による老人福祉施設 6)	5 331	5 293	5 112	5 086	95.9
障害者総合支援法による障害者支援施設等	5 763	5 734	5 180	5 155	89.9
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	318	314	310	307	97.5
壳春防止法による婦人保護施設	47	46	47	46	100.0
児童福祉法による児童福祉施設等	40 668	40 137	35 382	35 206	93.8
(再掲)保育所等 7)	27 301	27 137	25 732	25 660	94.3
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設	58	56	56	55	96.6
その他の社会福祉施設等	21 156	21 016	13 053	12 971	85.8
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	13 614	13 525	11 576	11 522	85.0
事業所票					
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	68 830	67 741	56 656	55 995	82.3

注：施設の種類別内訳は14ページ参考表第1表を参照。

1) 施設・事業所数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。

2) 集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

5) 回収率(%)=「回収施設・事業所数 3)」÷「施設・事業所数 1」×100により算出している。ただし、詳細票の調査を実施していない次の施設を除いている。

① 保護施設のうち医療保護施設(59施設)

② 児童福祉施設等のうち助産施設(463施設)及び児童遊園(2,486施設)

③ その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設(589施設)及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)(5,356施設)

6) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

7) 保育所等は、幼保連携認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

3 調査の時期

平成 29 年 10 月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況(利用者数等)、従事者数 等

5 調査方法及び系統

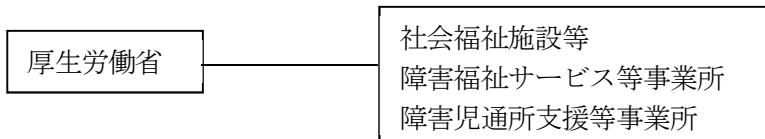
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県、指定都市、中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省から施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設	児童福祉法による児童福祉施設等	その他の社会福祉施設等	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所
救護施設	助産施設	授産施設	児童発達支援事業所
更生施設	乳児院	宿所提供的施設	放課後等デイサービス事業所
医療保護施設	母子生活支援施設	盲人ホーム	保育所等訪問支援事業所
授産施設	幼保連携型認定こども園	無料低額診療施設	障害児相談支援事業所
宿所提供的施設	保育所型認定こども園	隣保館	
老人福祉法による老人福祉施設	保育所	へき地保健福祉館	
養護老人ホーム(一般)	小規模保育事業所A型	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	
養護老人ホーム(盲)	小規模保育事業所B型	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	
軽費老人ホーム A型	小規模保育事業所C型	障害者総合支援法による	
軽費老人ホーム B型	児童養護施設	障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	障害児入所施設(福祉型)	居宅介護事業所	
都市型軽費老人ホーム	障害児入所施設(医療型)	重度訪問介護事業所	
老人福祉センター(特A型)	児童発達支援センター(福祉型)	同行援護事業所	
老人福祉センター(A型)	児童発達支援センター(医療型)	行動援護事業所	
老人福祉センター(B型)	児童心理治療施設	療養介護事業所	
障害者総合支援法による障害者支援施設等	児童自立支援施設	生活介護事業所	
障害者支援施設	児童家庭支援センター	重度障害者等包括支援事業所	
地域活動支援センター	小型児童館	計画相談支援事業所	
福祉ホーム	児童センター	地域相談支援(地域移行支援)事業所	
身体障害者福祉法による	大型児童館A型	地域相談支援(地域定着支援)事業所	
身体障害者社会参加支援施設	大型児童館B型	短期入所事業所	
身体障害者福祉センター(A型)	大型児童館C型	共同生活援助事業所	
身体障害者福祉センター(B型)	その他の児童館	自立訓練(機能訓練)事業所	
障害者更生センター	児童遊園	自立訓練(生活訓練)事業所	
補装具製作施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法による	宿泊型自立訓練事業所	
盲導犬訓練施設	母子・父子福祉施設	就労移行支援事業所	
点字図書館	母子・父子福祉センター	就労継続支援(A型)事業所	
点字出版施設	母子・父子休養ホーム	就労継続支援(B型)事業所	
聴覚障害者情報提供施設			
壳春防止法による婦人保護施設			
婦人保護施設			